





本事業は、SDGsの「4 質の高い教育をみんなに」 「12 つくる責任 つかう責任」 等に資する取組です。 2023年3月27日(月) 愛知県県民文化局県民生活部県民生活課 消費生活相談・消費者教育グループ 担当 寺澤、加藤 内線 5031、5032 ダイヤルイン 052-954-6165

## 一消費者トラブル情報

<あいちクリオ通信 2023年3月号 (No. 417) >

## スマートフォンの契約トラブルに御注意! ~申込みは慎重に!内容を理解してから契約しましょう~

愛知県及び市町村の消費生活相談窓口には、スマートフォンの契約トラブルに関する相談が 多く寄せられています。

「通信料の支払が安くなると説明を受けて契約したが、**むしろ高くなった**。」「覚えのない オプションサービスに加入させられていた。」「不要なタブレット端末や付属品とのセット契 約になっていた。」などのトラブルが発生しています。

契約締結前に事業者名、サービス内容、利用料金等の説明を受け、解約に伴う制限や違約金の有無など、契約内容をしっかり確認しましょう。また、毎月の支払状況を確認することや、交付された書面を保存することも重要です。

## 相談事例

- スーパーマーケットで出張販売していた携帯電話業者に「今より安くできます」と言われた。今契約している携帯電話会社だと思って申し込んだが、家に帰った後、別会社だと気づいた。契約をやめ、元の契約先に戻したい。
- スマートフォンの調子が悪くなり、携帯電話ショップに行った。機種変更することになったが、同時に店員から光回線の契約を勧められた。お得だと言われ、よく分からないまま 光回線の契約をしたが、やはり不要なため解約したい。

## アドバイス

- 「安くなる」「お得になる」といったセールストークに惑わされず、**説明をよく聞き、 契約書をしっかり確認**しましょう。本当に必要かどうか、実際の毎月の支払額はいくらに なるのかなどを冷静に判断することが大切です。**不要であれば断りましょう**。
- **電話勧誘等で、口頭で了承していれば、その時点で契約は成立します**。安易に申込みせず、書面等の内容を確認してから慎重に契約しましょう。
- 電気通信事業者は契約時に、消費者が最低限理解すべき概要を説明することと、契約書面を交付することが義務付けられています。消費者も契約したサービスについて、手数料や月額料金、有料オプションの有無、解約時の条件、違約金などを確認しておきましょう。
- 契約後にキャンセル・解約したいと思った場合は、すぐに携帯電話会社に申し出ましょう。
- 不安や疑問に思った場合や、トラブルに遭った場合は、すぐに「消費者ホットライン ☎188」に相談してください。

◇ 消費者ホットライン ☎ 1 8 8 ( い や や ! ) ※ 身近な消費生活相談窓口につながります。